

諮問庁：国立大学法人広島大学

諮問日：平成28年11月29日（平成28年（独情）諮問第91号）

答申日：平成29年3月1日（平成28年度（独情）答申第87号）

事件名：平成25年度ないし平成27年度に大学の予算で雇用されて特定部局
特定組織に配属された契約職員の数等が分かる文書の一部開示決定
に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人広島大学（以下「広島大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年10月5日付け広大総務第16-106号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

平成25年度～平成27年度に、特定事業を含む広島大学の予算で雇用され、特定研究分野aに配属された契約職員の数とその原資（予算）がわかるものの開示を求める。

平成28年8月8日に、本件請求文書の開示請求を行った。8月23日に、担当者から、「数が多い」との連絡があったため、同日、メールで、「特定研究分野a」と「特定研究分野b」の2研究分野についての開示を求めた。しかし、「特定研究分野b」と「特定部門A」のものは開示されたが、「特定研究分野a」のものは見当たらなかったため、「特定研究分野a」のものの開示を求める。

（2）意見書

本情報開示請求に対して、平成28年10月5日付で、いくつかの文書が開示された。「特定研究分野b」に関するものについては、各文書

には同研究分野の名称の記載があり、確認できたが、「特定研究分野 a」に関するものについては、開示文書には「特定研究分野 a」の記載がなく、事実確認ができなかった。よって、文書の特定もできなかったため、「特定研究分野 a」に関する正式の回答を求めたが、「特定研究分野 a」と記載されたものはなかった。また、事実関係もできないメールが送られてきた。「特定研究分野 a」の記載がないものを、「特定研究分野 a」に関する文書であると主張する大学の主張は全く説得性のないものである。よって、審査請求を行った。改めて、「特定研究分野 a」に関する文書の開示を要求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯について

法3条の規定に基づき、広島大学に対して平成28年8月8日付け文書にて、本件請求文書に係る開示請求があり、請求を受けて、文書の特定をする際に、状況等を審査請求人に説明したところ、「特定研究分野 a」と「特定研究分野 b」の2研究分野の文書を求めるとの回答があった。

この回答を受け、広島大学としては、平成28年10月5日付けで法人文書開示決定通知書を審査請求人に送付した。

この後、本開示決定に対して、平成28年10月17日付けで審査請求人から審査請求書が提出された。

2 対象文書について

広島大学が一部開示した法人文書は、文書1及び文書2（本件対象文書）である。

3 原処分維持の理由

審査請求を受けて、文書1及び文書2の各部分が、「特定研究分野 a」と「特定研究分野 b」のどちらの研究分野に該当するかについて、平成28年10月21日付けのメールで審査請求人に示した。これにより、審査請求人が審査請求書で述べている申立てには応えたことになるが、審査請求人が審査請求書の取り下げを行わないため、諮問するものである。

なお、審査請求人からは、文書特定や不開示情報についての申立てはされておらず、広島大学としては、再検討した結果、原処分の維持が妥当であるとの結論に至った。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成28年11月29日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年1月10日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年2月13日 | 審議 |
| ⑤ 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、一部開示する原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書（「特定研究分野 a」に配属された契約職員に係る文書）があるはずであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるどころ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は「平成25年度～平成27年度に、特定事業を含む広島大学の予算で雇用され、特定部局各研究分野に配属された契約職員の数とその原資（予算）が分かる」文書を「研究分野ごとにわかるように」開示することを求めるものである。

原処分に際しては、請求されたような契約職員の数と予算が一覧でわかる文書はないため、該当する契約職員それぞれの発令依頼書を対象文書として特定することとなりそうであり、その場合には相当の枚数となることを見込まれる旨を審査請求人に伝え、特定研究分野 a 及び特定研究分野 b の2分野のみの請求とする旨の回答を得た。

そこで、対象年度に特定研究分野 a 及び特定研究分野 b で雇用された各契約職員に係る発令依頼書等である本件対象文書を特定し、一部開示決定としたものである。なお、年度の途中で雇用された契約職員については発令依頼書（文書1）を特定しているが、各年度の当初から雇用された職員については、年度更新時は発令の対象となる人数が多いために発令依頼書に代えてエクセルで作成した「入力用シート」が用いられていることから、当該シートの該当ページ（文書2）を特定している。

イ 審査請求人は、特定研究分野 a に関する文書が特定されていない旨主張しているが、実際には以下のとおりであって、特定研究分野 a 及び特定研究分野 b に配属された職員に係る文書はいずれも特定されている。

(ア) 特定部局には「特定部門 A」、 「特定部門 B」等の複数の研究部門が置かれており、特定部門 A には「特定研究分野 a」及び「特定研究分野 b」を含む複数の研究分野（講座相当）が置かれている。

(イ) 平成26年8月1日の人事データのコード整理により、特定部門

Aに所属する職員は、「特定研究分野a」、「特定研究分野b」、「特定研究分野c」等、各研究分野のいずれかの所属としてコード管理されるようになったが、それ以前は全て「特定部門A」の所属としてコード管理されていた。

したがって、平成26年8月1日より前の発令関係文書は、全て特定部門Aという所属の表記になっており、そのため、原処分当たっては、当時の所属を確認した上で、特定研究分野a及び特定研究分野bに所属する職員に係る文書のみを対象としている（文書2においては、該当する2研究分野以外の職員に係るデータが記録された部分は塗抹して誤解が生じないようにした。）。

なお、本件対象文書のうち、平成26年8月1日以降の文書については、特定研究分野a及び特定研究分野bに区分して所属が表記されている。

(ウ) 審査請求を受けたことから改めて確認を行ったが、請求に該当する職員全てについて文書1又は文書2が特定されており、また、「特定部門A」表記となっているものについて、該当する2研究分野以外の職員に係るデータが塗抹されずに残っている等といった問題も認められなかった。

ウ 審査請求後、審査請求人から「特定部門A」と表記されている文書について「特定研究分野a」と「特定研究分野b」のどちらの研究分野に該当するかを明らかにすべきとのメールがあった。そこで、理由説明書に記載のとおり、当該情報については、平成28年10月21日付けのメールで審査請求人に示している。

本件開示請求の対象として特定すべき文書は上記イのとおり全て特定されており、上記メールにより審査請求人の疑念も解消したと考えられたことから、その後、審査請求人に審査請求の取下げを打診したが、取下げの意思はなく、正式な手続での返答を求めるとの回答があったため、諮問に至ったものである。

エ 諮問庁としては、上記の経緯等から、原処分において本件対象文書を特定したことに誤りはなく、当該文書の外に開示請求の対象として特定すべきと判断し得る文書の存在も認められないので、原処分は妥当と考えるものである。

(2) 当審査会において本件対象文書を確認すると、平成26年8月1日以降の文書の一部には「担当・講座名」欄に特定研究分野aの略称が記載されていることが認められ、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、広島大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特

定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、広島大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

平成25年度～平成27年度に、特定事業を含む広島大学の予算で雇用され、特定部局各研究分野に配属された契約職員の数とその原資（予算）がわかるもの。研究分野ごとにわかるように開示して欲しい。

量が多いということなので特定研究分野 a 及び特定研究分野 b について開示を求める。

2 本件対象文書

文書1 発令依頼書（平成25年度から平成27年度に特定部局特定研究分野 a 及び特定研究分野 b に配属された契約職員分）

文書2 年度更新時の入力用シート（同上）